

令和5年度保険料率について

令和5年度 平均保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの令和3年度決算は、収入が11兆1,280億円、支出が10兆8,289億円となり、前年度に減少していた医療費が新型コロナウイルス感染拡大前の水準を上回り、支出が大きく増加した。このことにより、収支差は2,991億円と前年度の6,183億円から大幅に減少した。
- ✓ 協会けんぽの今後の財政については、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないことに加え、以下の要因により楽観を許さない状況である。
 - ・ 被保険者数の伸びが平成29年9月をピークに鈍化傾向にあることや、世界情勢の悪化に伴う資源価格の高騰等で不透明さが増す経済状況により、コロナ禍前のような保険料収入の増加が今後も続くとは期待できないこと。
 - ・ 医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移していることや、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加により、支出の増加が見込まれていること。
 - ・ 健康保険組合の令和4年度予算早期集計では、約7割の組合が赤字を計上している。今後、協会けんぽと同様に、団塊の世代の75歳到達により後期高齢者支援金が急増することが見込まれ、財政状況の悪化した組合が解散を選択し協会けんぽに移る事態が予想されること。
 - ・ 高額な医薬品や再生医療等製品の薬価収載及びそれらの収載後の効能・効果の追加による処方患者数の増加等、医療費の伸びに大きく影響する不確定要素が存在すること。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならない見通しとなっている。

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がない中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加等を考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和5年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 令和4年9月14日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「平均保険料率について中長期で考えると申し上げたことについては、間違っていなかったと思っている。」「65歳以上の高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率10%を超えないよう努力していきたい。」

2. 保険料率の変更時期

《現状・課題》

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（平成21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 令和5年度保険料率の変更時期について、令和5年4月納付分（3月分）からでよいか。

11月24日の運営委員会における令和5年度保険料率に関する運営委員の主な意見

- 現行の試算では、人口推計から被保険者数を試算しているが、実際に被保険者数が試算よりも大きく増加した理由としては、適用拡大や健保組合の解散が主な要素であり、このような要素を正確に把握するためには、企業の開廃業や雇用情勢などを踏まえて試算する必要があると考える。

企業の開廃業の状況について試算に反映することにより検証結果の見え方も変わってくるのではないかと。様々な試算方法を検証いただき、是非とも継続的な分析検証をお願いしたい。

今回、平均保険料率10%を維持すべきという支部が増加したが、事業主・被保険者の意見を個別に見ると、将来のことを考えてやむを得ず10%維持の結論に至っていると思われる。事業主の立場としては、非常に厳しい経営環境となっているため、少しでも保険料率を下げてもらいたいという悲痛な声が多く寄せられている一方、将来のことを考え、安定的に制度運営をしてほしいという声もある。

現状の推計では、いつかは準備金が枯渇するという示されず、その後の展望がない。財政を支える現役世代が増加する見込みはなく、事業主・被保険者双方で保険料率10%が限界と考えている中では、収入を増やすことは極めて困難である。

そのような中、事業主・被保険者の声に応えていくためには、医療費適正化の手段を示し、協会けんぽが将来的に持続可能であるということをはっきりと示すことしかない。専門家、事業主、被保険者、そして国の様々な目線からの議論と検証を重ね、医療費適正化に向けたガイドラインを作成し、将来的に持続可能な健康保険の姿を早期に示す必要があり、是非とも取り組んでいただくようお願いしたい。

その議論のためには、事業主・被保険者などの関係者が、現状や将来の予測について正しく認識することが重要であり、引き続き、広報にも力を注いでいただくようお願いしたい。

- 各支部評議会の意見をみると、中小企業を取り巻く経営状況の厳しさを訴える声が多い。

保険料は企業業績に関係なく負担が必要であるため、その上昇は家計と企業経営にマイナスの影響を及ぼす。準備金が積み上がっていることを考えると、保険料率引き下げの検討をお願いしたいところだが、今後、後期高齢者支援金等が増加する状況を考慮すると、保険料率の現状維持はやむを得ない。また、併せて、給付の抑制という視点が不可欠である。

11月24日の運営委員会における令和5年度保険料率に関する運営委員の主な意見

- 今後の後期高齢者支援金の急増等により、協会けんぽの財政状況を憂慮すべきとの点は理解する。コロナ禍での事業継続や原油高、材料高等の様々な課題があり、中小企業は大変苦しい状況にある。全国中小企業団体中央会では、中小企業の課題に関する国や関係機関への要望として、協会けんぽの保険料率の引き下げと国庫補助率の引き上げについて決議した。

中小企業と従業員の厳しい経済状況を踏まえた上で、協会けんぽの制度を安定的に維持していくために、本来は少しでも保険料率を引き下げ、国庫補助率を現行の16.4%から引き上げていただきたいが、現実として国庫補助率の引き上げが難しいということであれば、平均保険料率を安易に引き上げるのではなく、できる限り現在の平均保険料率10%を維持することをお願いできればと思う。

なお、保険料率の変動時期は4月納付分からで異論はない。

- 平均保険料率10%を維持すべきという意見に関しては、積極的賛成の意見ばかりではなく、料率維持もやむなしという消極的な意見も多かったと受け止めている。セーフティネット確保の観点から、令和5年度保険料率については、10%を維持することはやむを得ない。

今後は次の5点についてお願いしたい。

1点目、平均保険料率10%を維持するにあたり、被保険者や事業主の納得性を高めるべく、これまで以上に丁寧に説明いただくようお願いしたい。

2点目、保険者努力重点支援プロジェクトをはじめとする取組については、支部評議会との連携を図られていると思うが、より丁寧に進めていただきたい。

3点目、国庫補助率を16.4%から本則上限の20%へ引き上げるべきと考える。将来的に赤字に転落することが見込まれているのであれば、今から国に対する働きかけなどの取組もご検討いただきたい。

4点目、被保険者・被扶養者の健康増進のために、地域特性に応じた保健事業や医療費適正化事業の積極的な取組支援、コラポヘルスの推進など保険者機能を発揮し、今後も可能な限り10%を超えないよう取組をお願いしたい。

最後に、準備金について。準備金残高が積み上がっていることについては、医療保険を運営していくために安定的な財政基盤を確保する必要性は理解できる。しかし、上限をどう考えるかについては意見が出ているところであり、予算精度にも課題がある。単年度財政の仕組みであることや保険料収入、保険給付費等の見通しなどを踏まえ準備金のあり方についての検討も行っていただきたい。

11月24日の運営委員会における令和5年度保険料率に関する運営委員の主な意見

- 前回の安藤理事長のご発言で、できる限り長く平均保険料率10%を維持するために努力していくことで委員の皆様にも賛同を得ていると考えている。支部評議会の意見では、平均保険料率10%維持の意見が増えており、全般的に支部評議会でも理解が深まっていると実感している。

今後は、どう努力をしていくかが重要であり、オンラインを活用した仕掛けなど、オンラインを使った何かができないか、ご検討いただけるとありがたい。

- 令和5年度保険料率については、これからもできるだけ長い期間10%を維持できるように努力していくという方向性に賛意を示す。また、変更時期についても4月納付分からで異論はない。

今回、5年間の収支見通し、シミュレーション結果の検証が示され、意義のある重要な検証結果が出た。この方法論、手法論が妥当と確認でき、要因分解の中で実態とシミュレーションの乖離は、被保険者数の乖離により色々なところで大きな乖離を生み出していることが明らかになった。今後は被保険者数の乖離をより精緻化して、このシミュレーションの精度を上げていくことが大きな課題になる。

今後の議論を整合的に、納得的に行っていくためには、将来推計が妥当なものであることが大前提になる。さらに精度を上げて、この推計のもとで各支部の加入者、事業主の方々が、議論をすべき最もきちんとした土台はこのデータであるということ認識した上で議論していくことが大事である。

令和5年度平均保険料率について

(1) これまでの議論の経緯

令和5年度の保険料率については、①医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないこと、②不透明さが増す経済状況の中、コロナ禍前のような保険料収入の増加が続くことが期待できないこと、③医療給付費がコロナ禍前の水準を上回って推移していることや、令和5年度以降は後期高齢者支援金の一層の増加が見込まれていること等を踏まえ、運営委員会において議論が進められた。

また、運営委員会において、事務局からは、5年収支見通しを提示し、理事長からは、「65歳以上の高齢者人口が最も多くなる2040年に向けて、医療費適正化や健康寿命の延伸に最大限保険者の役割を果たしながら、できる限り長く平均保険料率10%を超えないよう努力していきたい。これが私の『中長期で考える』ことに関する現状認識である」との考え方を示した。

運営委員会では「本来であれば保険料率引き下げの検討をお願いしたいところだが、将来の財政状況を考慮すると、平均保険料率10%維持はやむを得ない」、「制度を安定的に運営していくため、できる限り長い期間平均保険料率10%を維持していただきたい」など、10%維持に賛同する意見が大勢を占めていた。

支部評議会においては、意見の提出があった支部は47支部あり、そのうち、「平均保険料率10%維持」の意見が39支部、「引き下げるべき」との意見が1支部、「平均保険料率10%維持の意見と引き下げるべきとの意見の両方の意見があった（両論併記）」が7支部であった。

(2) 協会としての対応

① 平均保険料率について

令和5年度の平均保険料率については、10%を維持する。

② 保険料率の変更時期について

令和5年4月納付分からとする。

令和5年度都道府県単位保険料率算定のポイント

- 令和5年度は、令和3年度の各支部の医療給付費等の実績に基づき、新たな保険料率に見直す
- 平均保険料率は10%
- インセンティブ分の加算額は、0.01%に変更
- 4月納付(3月賦課)分の保険料率から新たな保険料率に変更

共通料率等

共通料率 (A + B - C)	4.64 %
A. 第2号都道府県単位保険料率	4.10 %
B. 第3号都道府県単位保険料率	0.56 %
C. 収入等の率	0.02 %
第1号平均保険料率	5.36 %
計	10.00 %

- ・ 第2号都道府県単位保険料率（共通料率のA）及び収入等の率（共通料率のC）には、インセンティブ制度による加算額及び減算額は含まれていない。
- ・ 第3号都道府県単位保険料率（共通料率のB）及び収入等の率（共通料率のC）には、令和3年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分は含まれていない。

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		R3(2021)年度	R4(2022)年度		R5(2023)年度		備考
		決算 (a)	直近見込 (R4年12月) (b)	R4-R3 (b-a)	政府予算案を 踏まえた見込 (R4年12月) (c)	R5-R4 (c-b)	
収入	保険料収入	98,553	100,646	2,092	99,503	▲ 1,143	H24-R4年度保険料率： 10.00% R5年度保険料率： 10.00%
	国庫補助等	12,463	12,455	▲ 8	12,749	294	
	その他	264	225	▲ 39	214	▲ 10	
	計	111,280	113,325	2,045	112,466	▲ 859	
支出	保険給付費	67,017	69,240	2,223	69,094	▲ 146	○R5年度の単年度収支を均衡 させた場合の保険料率 R5年度均衡保険料率： 9.78%
	前期高齢者納付金	15,541	15,310	▲ 231	15,475	165	
	後期高齢者支援金	21,596	20,556	▲ 1,039	22,260	1,704	
	退職者給付拠出金	1	1	▲ 0	1	0	
	病床転換支援金	0	0	▲ 0	0	▲ 0	
	その他	4,134	3,843	▲ 291	3,504	▲ 340	
	計	108,289	108,950	661	110,334	1,384	
単年度収支差		2,991	4,375	1,384	2,132	▲ 2,243	
準備金残高		43,094	47,469	4,375	49,602	2,132	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和5年度和歌山支部保険料率

令和5年度
和歌山支部
保険料率
9.94%
(10.18%)

=

第1号
保険料率
5.40%
(5.44%)

+

第2号
保険料率
・全国一律[4.10%]
・インセンティブ加算[0.01%]
4.11%
(3.91%)

+

第3号
保険料率
(支部精算分除く)
0.56%
(0.84%)

-

収支等見込額相当率
・全国一律[0.02%]
・インセンティブ減算[0.012%]
・支部精算分[0.090%]
0.13%
(0.01%)

※ () 内は令和4年度保険料率

第1号保険料率
各支部の医療給付費
で決定され、年齢・
所得調整された料率

第2号保険料率
・後期高齢者支援金等の拠出金
や現金給付にかかる料率(全
国一律)
・インセンティブ加算率

第3号保険料率
(支部精算分除く)
準備金積立てや業務
経費にかかる料率

収支見込相当率
・雑収入や日雇いの保険料収入
・令和3年度のインセンティブ減算率
・令和3年度の支部収支の赤字分にかかる
料率

	令和4年度保険料率算定時見込	令和5年度見込
和歌山支部医療給付費 (百万円)	39,905	39,728
和歌山支部総報酬額 (百万円)	670,049	667,772
和歌山支部保険料率	10.18%	9.94%
調整前保険料率 a	5.96%	5.95%
年齢調整 b	▲0.03%	▲0.05%
所得調整 c	▲0.48%	▲0.50%
調整後第1号保険料率(a+b+c)	5.44%	5.40%

協会けんぽの保険料率の推移

単位：%

変更月	H20.10	H21.9 (任継は H21.10)	H22.3 (任継は H22.4)	H23.3 (任継は H23.4)	H24.3 (任継は H24.4)	H25.3 (任継は H25.4)	H26.3 (任継は H26.4)	H27.4 (任継は H27.5)	H28.3 (任継は H28.4)	H29.3 (任継は H29.4)	H30.3 (任継は H30.4)	H31.3 (任継は H31.4)	R2.3 (任継は R2.4)	R3.3 (任継は R3.4)	R4.3 (任継は R4.4)	R5.3 (任継は R5.4)
全国平均 保険料率	●全国 健康保 険協会 発足 ●全国 統一の 保険料 率	8.20	9.34	9.50	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00	10.00
均衡保険料率		—	—	—	—	10.07	10.08	9.74	9.52	9.72	9.50	9.46	9.45	9.70	9.54	9.78
国庫補助率		13.0	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4	16.4
※激変緩和率		8.20	1/10	1.5/10	2/10	2.5/10	2.5/10	2.5/10	3/10	4.4/10	5.8/10	7.2/10	8.6/10	10/10 <small>緩和措置終了</small>	—	—
和歌山支部 保険料率		8.21	9.37	9.51	10.02	10.02	10.02	9.97	10.00	10.06	10.08	10.15	10.14	10.11	10.18	9.94
据え置き前		—	—	—	—	10.10	10.11	—	—	—	—	—	—	—	—	—
和歌山支部 (激変緩和 前)		8.34	9.50	9.57	10.10	10.16	10.20	9.95	10.03	10.08	10.09	10.14	—	—	—	—
和歌山支部 (インセンティブ反 映前)		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10.13	10.12	10.18	9.95

- 保険料率の急激な変動を緩和するため、導入された激変緩和措置は令和2年3月までで終了となった。
- インセンティブ制度により令和3年度の取り組みが令和5年度の保険料率に反映されることとなる。
※インセンティブ制度の財源として令和5年度保険料率の中に0.01%を盛り込むこととなる。

令和5年度都道府県単位保険料率における 保険料率別の支部数 (暫定版)

(参考) 令和4年度都道府県単位保険料率

保険料率 (%)	支部数
10.51	1
10.36	1
10.32	1
10.29	2
10.26	2
10.25	1
10.23	1
10.21	1
10.20	1
10.17	1
10.14	1
10.10	1
10.09	1
10.07	1
10.05	1
10.02	1
10.01	2
10.00	1
9.98	1
9.96	2
9.94	1
9.92	1
9.91	1
9.89	1
9.87	1
9.86	1
9.82	2
9.81	1
9.80	1
9.79	1
9.77	1
9.76	2
9.75	1
9.73	2
9.67	1
9.66	1
9.57	1
9.53	1
9.49	1
9.33	1

26

保険料率 (%)	支部数
11.00	1
10.65	1
10.52	1
10.47	1
10.45	1
10.43	1
10.39	1
10.35	1
10.34	1
10.30	1
10.27	1
10.26	1
10.25	1
10.22	1
10.21	1
10.18	2
10.15	1
10.14	1
10.13	1
10.09	2
10.03	1
9.99	1
9.96	2
9.95	1
9.94	1
9.93	1
9.91	2
9.90	1
9.89	1
9.85	1
9.83	1
9.82	1
9.81	1
9.77	1
9.76	1
9.75	1
9.73	1
9.71	1
9.67	1
9.66	1
9.65	1
9.61	1
9.51	1

24

20

23

令和5年度都道府県単位保険料率の 令和4年度からの変化 (暫定版)

令和4年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.19	+285	1
+0.18	+270	1
+0.17	+255	1
+0.15	+225	1
+0.14	+210	1
+0.11	+165	2
+0.08	+120	1
+0.07	+105	1
+0.06	+90	1
+0.04	+60	1
+0.03	+45	1
+0.01	+15	1
0.00	0	1
▲0.01	▲15	1
▲0.02	▲30	1
▲0.04	▲60	2
▲0.05	▲75	1
▲0.09	▲135	1
▲0.10	▲150	3
▲0.11	▲165	1
▲0.12	▲180	2
▲0.13	▲195	2
▲0.14	▲210	1
▲0.17	▲255	1
▲0.18	▲270	4
▲0.19	▲285	1
▲0.20	▲300	2
▲0.23	▲345	1
▲0.24	▲360	2
▲0.25	▲375	1
▲0.26	▲390	1
▲0.32	▲480	1
▲0.38	▲570	1
▲0.39	▲585	1
▲0.41	▲615	1
▲0.49	▲735	1

13

33

(参考) 令和4年度都道府県単位保険料率の 令和3年度からの変化

令和3年度保険料率 からの変化分		支部数
料率 (%)	金額 (円)	
+0.32	+480	2
+0.31	+465	1
+0.29	+435	1
+0.22	+330	1
+0.21	+315	1
+0.17	+255	2
+0.16	+240	1
+0.14	+210	2
+0.13	+195	1
+0.11	+165	1
+0.10	+150	1
+0.07	+105	4
+0.06	+90	1
+0.05	+75	2
+0.04	+60	1
+0.03	+45	3
+0.02	+30	2
+0.01	+15	2
▲0.01	▲15	2
▲0.02	▲30	1
▲0.03	▲45	3
▲0.04	▲60	3
▲0.06	▲90	1
▲0.07	▲105	2
▲0.09	▲135	1
▲0.11	▲165	2
▲0.13	▲195	1
▲0.14	▲210	1
▲0.22	▲330	1

29

18

注1. 「+」は令和5年度保険料率が令和4年度よりも上がったことを、
「▲」は下がったことを示している。

2. 金額は、標準報酬月額30万円の者に係る保険料負担（月額・労使折半後）
の増減である。

令和5年度の介護保険料率と介護納付金について

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の金額を総報酬額で除したものを基準として算出することになります。令和5年度は介護納付金が1兆1,135億円（前年度比+641億円）となりました。令和4年度末に見込まれる不足分（▲217億円）も含め、単年度で収支を均衡させるために必要な保険料収入を算出した結果、令和5年度の介護保険料率は1.82%となりました。

なお、介護納付金については、前々年度の概算額を精算した際の戻り額（令和3年度に納付した概算額について、実績に基づいて精算された際に発生する協会けんぽへの返還額：▲1,373億円）の影響により、介護納付金を減少させる要素があるものの、介護給付費の増加等により概算額が増加し、令和4年度との比較では641億円の増となりました。

協会けんぽの収支見込（介護分）

（単位：億円）

		R3（2021）年度	R4（2022）年度	R5（2023）年度	備考
		決算	直近見込 (R4年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R4年12月)	
収入	保険料収入	10,893	10,202	11,321	R3年度保険料率： 1.80%
	国庫補助等	-	1	0	R4年度保険料率： 1.64%
	その他	-	-	-	R5年度保険料率： 1.82%
	計	10,893	10,202	11,321	納付金対前年度比
支出	介護納付金	10,291	10,494	11,135	⇒ + 641
	その他	55	43	-	
	計	10,345	10,537	11,135	
単年度収支差		547	▲ 335	186	
準備金残高		118	▲ 217	▲ 30	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

令和5年度の都道府県単位保険料率の変更に係る意見(案)

健康保険法 第160条第7項

支部長は、(中略)都道府県単位保険料率の変更が必要と認める場合には、あらかじめ、当該支部に設けられた評議会の意見を聴いた上で、理事長に対し、当該都道府県単位保険料率の変更について意見の申出を行うものとする。

令和5年度支部長意見(案)	令和4年度支部長意見
<p>○和歌山支部保険料率 令和4年度：10.18% →令和5年度：9.94% (-0.24%)</p> <p>協会の今後の収支見通しの状況や財政の赤字構造が解消されない中、また、新型コロナウイルス感染症の影響がまだ見通しが立たない状況を踏まえれば、中長期的な視野に立った制度運営のためには、平均保険料率10%を維持することはやむを得ないと考える。</p> <p>評議会の中では平均保険料率に関しては、下げられる状況にもかかわらず下げていない年度が続いており、準備金が毎年積み上がっている状況であるので、これを活用し、今後、数年後に赤字になる見込みであれば、できるだけ先延ばしできるような施策に転換していく必要がある、とのご意見をいただいているところである。</p> <p>また、和歌山支部としては次年度の保険料率は引き下げとなったが、これはコロナ禍において、医療費の伸び幅が他支部と比較して少なかったという特殊事情による引き下げ(-0.24ポイント)である。</p> <p>今後も医療費が増大していくことに変わりはなく、協会財政の赤字構造の抜本的な改善が見込めない中、当支部でも医療費適正化への意見発信や保健事業の強化など、保険者機能をさらに発揮することはもちろんだが、現状以上に強く健康保険法本則上限の国庫補助率20%の実現に向け、国に対して働きかけていただきたい、と要望する。</p>	<p>○和歌山支部保険料率 令和3年度：10.11% →令和4年度：10.18% (+0.07%)</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響による医療費や賃金の動向が不透明であるうえ協会財政の赤字構造が解消されない中、財政運営を中長期的な考えを基本とする必要があるという視点より安定した医療保険制度運営のためには平均保険料率を10%に維持することはやむを得ないと考える。</p> <p>しかしながら、和歌山支部の保険料率は、平均保険料率を超えており、加入者、事業主の負担を考えれば、少しでも保険料率を下げる事が望まれる中、当支部の次年度の保険料率が+0.07%の大幅な引き上りとなっている状況については、上昇した要因を加入者に丁寧に説明していく必要があると考える。</p> <p>支部評議会においてもコロナウイルスの影響や今後の財政の見通しにより平均保険料率を10%に維持することはやむを得ないのご意見をいただいているとともに、今後準備金が枯渇するというシミュレーションが示されている状況の中、今のうちに国庫補助率の引き上げを実現するため、国に対して強く働きかけていくべきとのご意見もいただいております、当職としても同意見である。</p> <p>また、医療費の伸びが賃金の伸びを上回る赤字構造が解消されない限り、財政の不安定化は続くため公的医療保険制度の抜本的見直しに関する国への要望を強化していただきたい。</p>